

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第34回）議事概要

### 1 日時

令和3年10月26日午後1時00分から午後3時00分まで

### 2 場所

最高裁判所事務総局中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，神山啓史，酒巻匡（オンライン出席），椎橋隆幸（座長），永井敏雄，吉田誠治

（オブザーバー）

島田一（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

中村慎事務総長，吉崎佳弥刑事局長

### 4 議事概要

- 懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった吉田委員及び吉崎刑事局長から，あいさつがあった。

#### (1) 裁判員裁判の実施状況等について

##### ア 統計数値等の説明

吉崎刑事局長から，資料2，資料3，資料4に基づき，裁判員裁判の実施状況，裁判員等経験者に対するアンケート調査，裁判員制度の運用に関する意識調査について，次のとおりの説明があった。

- 資料2の表1のとおり，令和2年の新受人員の総数は1,004人であり，前年から100人以上減少し，制度施行後最小となっている。令和3年も7月末現在で474件と，減少傾向に変わりはない。

表4のとおり，辞退率は，平成30年には67.1%まで上昇していたが，令和元年66.7%，令和2年66.3%と減少しており，近年は改善の兆しが見られる。出席率は，平成29年には63.9%まで低下していたが，徐々に上昇し，令和2年には69.7%となっており，改善傾向がうかがえる。

表5のとおり，平均審理期間及び公判前整理手続期間は，令和2年には，総数，自白，否認ともに1，2か月程度の長期化が見られる。

- 資料3のとおり，審理内容のわかりやすさ，当事者や裁判官の説明のわかりやすさ，評議における議論の充実度，裁判員として裁判に参加した感想は，いずれもこれまでと同様の結果が得られている。

他方，資料3の図表6のとおり，評議における話しやすさは，令和2年は，近年と比べて「話しやすい雰囲気であった」との回答の割合が減少している。

- 資料4のQ2のとおり、裁判員裁判の多くは7日以内で終わっていること、裁判員は法廷で見聞きしたことなどを話しても問題ないこと、裁判員経験者の約97%がやってよかったとの感想を持っていることをご存じない方が多いことなどが明らかになった。この結果は、今後、裁判所において行う広報活動の立案に十分役立てていきたい。

Q3の裁判員制度の周知媒体については、今回から選択肢として「SNS」や「学校教育」等を追加したところ、これらの割合は、テレビ・新聞報道等と比べると低いものの、20代、30代の若年層では高い割合となり、特に、学校教育については、40代以上では1.4%未満であるのに対して、20代では39.9%であった。Q6についても同様に選択肢を追加したが、Q3と同様の傾向が見られた。

Q8のとおり、裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるものについては、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」が、令和元年には38.1%だったのに対して、令和2年には26.9%と10ポイント以上低下している。

Q9-2のとおり、裁判員裁判において、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることについては、今回から質問を新設したところ、「妥当だと思う」「どちらかといえば妥当だと思う」と回答した方が合計53.3%となっている一方で、「どちらかといえば妥当ではないと思う」「妥当ではないと思う」と回答した方が合計7.6%となっており、比較的好意的に受け止められていることがわかった。

(永井委員)

辞退率や出席率が改善傾向にあるという話があった。この点については、少し前から裁判所も広報活動に力を入れていたと思うが、それが実りつつあると理解してよいか。

(吉崎刑事局長)

永井委員からご指摘のあった点も一つの要因だと思われる。加えて、現在の社会情勢も反映されている可能性があると思っている。裁判所も広報活動に力を入れてきたという評価は大変ありがたい。

(椎橋座長)

後ほどコロナの関係での説明もある予定なので、その中で、ぜひ議論していただきたいと思う。

(内田委員)

コロナ禍で、むしろ仕事への支障が小さくなったことが、数値にも表れているので、それも要因の一つかと思うが、座長がおっしゃったとおり後に議論したい。

(椎橋座長)

この点について、梶井委員から、御意見が届いているということなので、紹介いただきたい。

(吉崎刑事局長)

本日欠席されている梶井委員から事前にいただいた御意見は次のとおり。

「資料4の意識調査の結果はとても気になる。約97%の経験者が「やってみてよかった」との感想を持っているにもかかわらず、この事実を、90%以上の人が知らないなど基本的な実情が周知されておらず、裁判員制度の印象も、「裁判が信頼できるものになっている」などの項目で「どちらともいえない」や「そう思わない」などの回答の割合が大きいままである。これは、裁判員裁判の実態がほとんど社会に伝わっていないのと同然であり、残念な結果である。しかし、興味深い調査項目もある。それは、裁判員を務めた感想を話しても問題ないことを、80%の人が知らない一方で、裁判員裁判の実情を何から知ったかという「家族、友人、知人等の話」が15%と案外高いことである。既に裁判員経験者は8万人を超えたが、裁判員裁判の実情を周知するには、経験者の声が最大の武器になると思う。そのため、裁判員には、感想はもっと話してくださいと積極的に勧めてよいと思う。裁判の結果が、真剣な熟議の末だということが伝わることで、裁判の信頼性につながると思う。」

(内田委員)

裁判員制度の周知媒体について、「学校教育」を挙げる割合が、全体では6.0%であるのに対し、20代は39.9%と非常に多くなっており、導入の初期に、一生懸命出前講義等をしたり、小中高で法教育に取り組むように努力してきたことが実ってきたのだと思った。

(椎橋座長)

そういうことも影響しているのだろう。裁判員制度が始まる際には、大々的に広報活動をし、法曹三者には頭が下がるような努力をしていただいた。制度が始まる前から10代のときに教育を受けていた方が、今20代となり、関心を持っていることに表れていると感じる。

(吉崎刑事局長)

制度施行後12年経ち、制度導入前後に教育を受けた方が、今裁判員の候補者になり、実際に参加していただいている。私自身も東京地裁で裁判長を務めているときに、裁判員と雑談をしていると、多くの若い人たちが、制度の基礎知識は持っており、裁判所に法廷見学に行ったことがあるという割合も高いように感じられた。これまでの法曹三者の取組が裏付けられるというのは大変喜ばしく、今日も委員の方々からそういった評価をいただけたことは大変ありがたい。

イ 裁判員等経験者に対するアンケートの改訂について

吉崎刑事局長から、資料５－１、資料５－２、資料５－３に基づき、裁判員等経験者に対するアンケートの質問項目の改訂について、次のとおり説明があった。

○ 令和５年１月以降に使用する裁判員等経験者に対するアンケートの質問項目について、各資料の黄色網掛け部分のとおり新設、改訂することを検討している。今回の改定は、令和５年１月１日以降に選定される裁判員候補者に、１８歳、１９歳の方が加わることから、経験者の年齢欄の区分に「１０代」を新設したことのほか、アンケートに、よりお答えしていただきやすくするために、質問文の表現を改めるなどしたものである。

○ 以上の理由により、各資料のとおりアンケートを改訂したい。

（椎橋座長）

事務局からの説明のとおり、令和５年１月のアンケートから、改訂案のとおりの内容で実施するということでよろしいか。

（一同異議なし）

（椎橋座長）

それでは、異論がなかったので、事務局においては、令和５年１月のアンケートから、改訂案のとおりの内容で実施するよう進めていただきたい。

(2) 今後の裁判員裁判の運用について

ア 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について

（ア）吉崎刑事局長から、全国の裁判所における新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について、次のとおりの説明があった。

○ 前回は、委員の皆様には、東京地裁において、選任手続、審理、評議における新型コロナウイルス感染症対策の実情を御覧いただいた。前回以降の対応のほか、新型コロナウイルス感染症の影響について、前回の際にはまだ明らかになっていなかった統計的な面からも、手続の流れに沿って御説明する。

○ 裁判員裁判に限らず、裁判所全体の対応については、最高裁では、専門家の助言を得て、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、感染防止対策についての考え方を整理し、昨年１２月、「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」として取りまとめ公表した。これにより、裁判所の取組は、感染防止対策の観点から効果的であると確認することができ、引き続き、マスク着用などの基本的な対策を徹底するとともに、例えば、リスクの高い昼食時などの場面については、特に意識して取組を強化する一方、傍聴席の利用制限を、それまでの制限をやや緩和して、一席空けとするなど、リスク態様に応じたメリハリのある取組をしてきた。

今年１月以降も、数度にわたり緊急事態宣言が出されたものの、裁判員裁判については、感染防止策を徹底しつつ、基本的には予定どおり実施されてきている。

また、本年8月には、デルタ株等の変異株による感染拡大状況やワクチン接種状況などの社会情勢等の変化を踏まえ、「デルタ株等による感染拡大状況を踏まえた感染防止対策」として、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底することが重要であって、ワクチン接種完了後もこのことは変わらないということを確認するとともに、マスクについては不織布マスクの着用を推奨するなど補足的に整理をし、同じく公表している。

- 新受人員については、資料2の表1のとおり、令和2年の総数は、前年から100人以上減少し、制度施行後最小となっており、令和3年も減少傾向に変わりはない。

原因の分析は難しいが、一つの原因として考えられるのが、同表にある、覚醒剤取締法違反事件の新受件数である。令和元年は252件だったものが、令和2年には77件、令和3年も7月末現在で11件となっている。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化による入国制限などの措置に伴い、覚醒剤密輸事件の発生件数が減少したため、というものである。

- 辞退率・出席率については、資料2の表4のとおり、近年、辞退率には改善の兆しがあり、出席率にも改善傾向がある。

その理由としては、呼出状が不到達になった場合の再送達や、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼といった運用上の工夫を行ってきたことや、これまで持続的に広報活動をしてきたことなどが背景にあるのではないかと考えられる。

コロナ禍の影響については、感染への不安から、辞退率が上昇し、出席率は低下することも考えられたが、令和2年度はそのような結果にはならず、むしろ改善している。

これも必ずしも原因は明らかではないが、各裁判所では、裁判員候補者に対し、主要な感染防止策について、選任手続期日にお越しになる前に書面を入れてお知らせをするなどしている。また、一般国民向けにも、マスコミを通じたり、あるいはウェブサイトに掲載したりするなどして感染防止策について広報をしてきた。裁判員等経験者に対するアンケートでは、裁判所の感染防止策については、おおむね好意的な評価を得ており、このことが、辞退率が上昇せず、出席率が低下していない原因の一つと考えている。

また、平成29年3月に取りまとめた裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析の結果によれば、雇用情勢の変化が、辞退率の上昇又は出席率の低下に寄与している可能性の一つとして挙げられていた。他方、ある地裁で実施された裁判員等経験者の意見交換会では、勤務先でテレワークができる体制が整ったことによって、むしろ参加しやすくなった旨の指摘をした参加者もいた。テレワ

一々の浸透など国民の働き方の変化から影響を受ける可能性もうかがわれる。

資料4のQ8のとおり、裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるものについて、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」との回答の割合は、令和元年の38.1%から大きく減少して26.9%となっている。先ほどテレワークの浸透、雇用情勢の変化について述べた点が、このことから示唆されている可能性がある。

また、手元のデータによると、実際に辞退が認められた裁判員候補者について、辞退事由別の割合を見ると、「事業における重要な用務」を理由とするものは、令和元年が全体の28.3%だったのに対し、令和2年は25.7%に若干減少している。

これらの数値については、今後も注視していきたいが、引き続き、制度を安定的に運営していくために、その時々々の感染流行状況や専門的知見に絶えず目を配りながら、感染防止策を徹底し、地域の実情に応じたきめ細やかな配慮や工夫を施していくことが必要だと考えている。

- 平均審理期間及び公判前整理手続期間については、資料2の表5のとおり、令和2年には1、2か月程度の長期化が見られる。これは、令和2年3月から5月にかけて、各地の裁判所で多くの裁判員裁判の選任手続期日を取り消されたことなどが影響しているものと思われる。

もっとも、「総数」の「公判前整理手続期間の平均」は、平成28年から30年にかけては、8.2月程度に留まっており、公判前整理手続の長期化傾向に歯止めがかかっていたものの、令和元年に8.5月と若干増加し、新型コロナウイルス感染症の拡大前から長期化傾向があるのではないかとすることも疑われるので、今後の動向を注視する必要があると考えている。

- 感染拡大防止のために、法廷においては、当事者は、基本的にマスクを着用した状態で訴訟活動を行っているが、資料3の図表2及び3の当事者の法廷での説明等のわかりやすさには大きな変化はなく、同じく図表4-1及び4-2の当事者の法廷活動に対する印象として、話し方に問題があったなどの項目についても大きな変化が見られないところであり、これらのデータ自体からは、マスク着用による影響までにはうかがわれなれないと思われる。

- 評議における話しやすさについては、資料3の図表6のとおり、令和2年は、近年と比べて「話しやすい雰囲気であった」との回答の割合が減少している。

この理由は、一概には言えないが、評議の進め方について、アンケートの自由記載欄には、感染症対策のため評議室の座席の間隔が空いていることを理由に話しにくかったという回答が見られ、感染症対策の影響がある可能性もうかがわれる。

もっとも、評議における議論の充実度については、資料3の図表7のとおり大

きな変化は見られず、図表8の裁判員として裁判に参加した感想については、これまでと同様95%以上の方が「非常によい経験」「よい経験」と回答している。物理的な制約がありながらも、充実した評議となるように工夫がされていることがうかがわれる。

- 評議時間については、資料2の表9のとおり、令和3年の7月末までの速報値ではあるが、総数、自白、否認ともに増加して、過去最大値となっている。評議を充実させるために、評議時間が長くなっている可能性もあるが、今後の動向を注視していかなければならないと考えている。
- (イ) 島田オプザーバーから、東京地方裁判所における新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について、次のとおりの説明があった。

- 東京地裁の感染防止対策の実施状況について、昨年9月の前回の本懇談会において御説明し、皆様に見学をしていただいた内容を簡単に振り返った上で、その後の新たな対策について紹介する。

- 基本的な感染防止対策については、昨年9月の時点で、東京地裁刑事部においても、いわゆる「3密」を避ける防止策を講じており、これらは先ほど吉崎刑事局長から説明のあった専門家の指摘にも沿ったものとなっている。

裁判員等選任手続に関して講じていた感染防止策は、次の3点である。1点目として、裁判員候補者に対し、体温測定やマスクの着用、手指の消毒を予め依頼している。2点目として、裁判員候補者にお集まりいただく候補者待合室は、2部屋合体して広い部屋を使い、候補者同士の距離を取るようになっている。3点目として、裁判官、検察官、弁護士及び職員は、皆マスクを着用するようになっている。

公判審理については、法壇にアクリル板を設置し、法廷の消毒を基本的に毎日2回行っている。また、休憩時間には、法廷の換気を実施している。

評議室については、広い部屋を使用し、裁判員、補充裁判員、裁判官、相互に2m以上の距離を確保している。また、換気も十分行うように留意し、消毒液も配備している。

裁判員等選任手続期日や公判期日を指定するに当たっては、通勤時間帯を避けて、例えば午前10時30分に期日を指定したり、夕方の終了時刻は午後4時半までとしたりして、ラッシュアワーの電車に乗らなくても済むようになっている。

また、裁判員裁判の法廷に限らないが、法廷の傍聴席の間隔を空けることとしてきた。

以上が、昨年9月の時点で既の実施していた対策である。そして、これらの対策については、裁判員候補者に安心して裁判所に来ていただけるよう、あらかじめ書面でお伝えしている。

- 新たな対策として、専門家の指摘も踏まえ、本年9月から、マスクについては、不織布マスクの着用を推奨している。裁判官や職員はもちろん、検察官、弁護人など当事者や事件関係者に不織布マスク着用の理解と協力を求めるとともに、裁判員候補者に対して、あらかじめ書面で不織布マスクの着用について、協力を求めている。

感染症の専門家から、昼食時の感染防止が極めて重要であるとの指摘をいただいた。そこで、東京地裁では、昼食に関して、裁判員、補充裁判員の皆さんに、それぞれご自分の席で食事をしていただくこと、いわゆる黙食、黙って食事を食べていただいて、会話は食事を終えてからマスクをした状態でしていただくようお願いをしている。また、昼食の場所について、他の部屋が空いている場合には、裁判員、補充裁判員用に2部屋を用意して、半数に分かれて食事をしてもらっている。

(神山委員)

私は、今年の2月、3月に裁判員裁判の弁護人として活動したが、東京地裁の感染防止対策について、非常によくできていると思い、不安だと思ったところはなかった。特に、法廷には窓がないので、1時間に一度、休廷中にドアを全部開放して、空気の出し入れをするという配慮までしていただいたので、非常に安心感のある法廷だった。

課題として残る点があるとすれば、証人と被告人が喋るときに、マスクをしたままとなるが、そこを今後どうしていくかを考えていかなければならないと思う。

(島田オブザーバー)

まず、被告人や証人について、マスクなしで尋問を行うことがあるかという点だが、現在でもマスクを着用しないことについて合理的な事由がある場合には、被告人や証人について、マスクなしで尋問を行うことがある。例えば、健康上の理由によってマスクをつけることができない方、耳が聞こえない聴覚障害の方が相手の発言の内容を理解するために発言者の口元を見る必要がある場合、通訳人が相手の口の動きを見る必要がある場合などである。このような場合には、マスクの代替策として、被告人や証人にマウスシールドなどを着用してもらい、周囲の人との距離を十分とった上で、また、換気を確保するなどの感染対策を講じている。

さらに、弁護人から、証人にマスクなしで発言してほしいという要望をいただくこともある。そういった場合には、当事者の意向も踏まえつつ、事案ごとに検討し、適切な心証形成、あるいは尋問のために口元を見る必要があると考えられる場合で、その証人ご自身の了解を得られるといった場合には、マスクに代えて、マウスシールドを着用するなどの対策を取ることもある。

(永井委員)

いろいろな対策を講じたということを伺った。その結果、効果があって万全だったのか、あるいはそれにもかかわらず感染したようなケースも若干はあったのか。

(島田オブザーバー)

東京地裁でこれまで実施した裁判員裁判において、裁判員、補充裁判員又は裁判官に感染が生じたという報告は受けてないので、今のところ良い結果が出ていると考えている。

(吉崎刑事局長)

全国的に見ても、評議等を起因としたクラスターは一切生じてないと承知している。

(内田委員)

非常に徹底した対策を取っておられて素晴らしいと思った。一点、マスクの点は気になった。私たちは言葉を聞くことに合わせて、口元の動き、頬の筋肉等で作られる表情、目の動き等を情報として受け取っている。マスクによって目以外がカバーされてしまうと、証言者の心の中に生じた不安等もカバーしてしまいかねず、心配。一方、マウスシールドは感染防止策として不十分であると聞いている。そこで、証言台の前方や上方をアクリル板で囲うようなものを用意して、マスクやマウスシールドなしで証言できるようにしたらどうかと思う。

(神山委員)

弁護人の立場からしても、裁判所には、ぜひマスクなしで証言できるような何らかの工夫を検討していただきたい。

(吉崎刑事局長)

法廷に配置する物については、武器になったり、逃走の引き金になったりしないかという観点からも検討する必要があるが、事案に応じて、検察官、弁護人とも協議しながら、個別の事案において対応を考える必要があると思われる。

(島田オブザーバー)

マスクを証人や被告人が着けていることによって、表情が見えないという点で、心証が十分に取れないかもしれないというご指摘と承知した。

少数ではあるが、裁判員等の意見として、マスクをしていたため、証人や被告人の声が聞き取りにくかったという意見が出ることもある。この点について、裁判官は、日頃から、マスクをしている証人や被告人に対し、普段よりも大きめの声でお話してくださいと促している。また、補充尋問の際に、裁判員や補充裁判員に聞こえなかった部分がなかったか確認し、もし聞こえなかった部分があれば、もう一度質問をして確認することもある。

また、裁判員から、反省しているという被告人の素顔を見てみたかったという意見が出ることもある。しかし、反省の有無については、評議の中で、例えば、被告人が自分自身の問題点をきちんと分析して理解しているのかとか、今後、その問題点について、被告人はどのような改善策を考えているのかといった問題提起をして意見を聞くと、裁判員も表情によって決めるのではなく、被告人の考えや発言内容によって、反省の有無を判断していこうという形で、結論を導いているとうかがわれる。

(酒巻委員)

専門家の意見を聞き、鉄壁の対策を取っていることは、大変立派なことだと思う。この先のことについてだが、現在、国内の感染者数は減ってきているが、例えば、マスクについては、世間がマスクをしなくなるまでは、現在の体制を続けるのか。裁判所として、今の体制を平時に戻すことについての方針や見通しがあれば教えていただきたい。

(中村事務総長)

新型コロナウイルスのデルタ株の関係で、本年8月に専門家に意見を聞いたところであるが、その後も継続的に、感染対策の緩和や、そのタイミングを含め、専門家に相談している。現段階で、直ちに緩和できる状況だとは専門家も言っておらず、明確にいつになれば緩和できるかということもお答えできないが、専門家に継続的に意見を聞いて、緩和も含めて検討しているところである。

(酒巻委員)

緩和の仕方についても、専門家の判断がやはり大事なので、今のような対応で大変結構だと思う。

イ 若年層の参加への対応について

(ア) 吉崎刑事局長から、若年層の参加への対応について、次のとおりの説明があった。

- 本年5月に少年法等の改正法案が成立し、来年4月1日から施行される。これに伴い、裁判員となることができる者の年齢が18歳以上に引き下げられ、再来年以降、18歳、19歳の方も衆議院議員の選挙権を有する者として裁判員になることができることになる。

これまで、本懇談会において御意見をいただいているとおり、裁判員制度を社会を支える基盤として根付かせていくためには、若年層への働きかけが重要であると考えており、これまで、学生等を対象とした広報活動、例えば、裁判官が学校に赴いて学生に対して裁判員制度について説明する、いわゆる出前講義と呼ばれるものを行ってきた。今回の改正を受け、裁判員制度ウェブサイト上に、その改正の内容を掲載するとともに、18歳、19歳の方を含む若年層への制度に対する関心を高め、不安を解消するための広報活動を積極的に展開していくため

の検討を進めている。

- 具体的には、若年層の参加に向けた裁判所の対応の一環として、若年層向けの広報活動の場面で活用ができるようにするためのパンフレットを新たに作成することとした。若年層にとっても裁判員制度の概要等について具体的にイメージできるようになっているか、裁判員制度に対する興味を引き付けられるようなデザインになっているかなどの観点からパンフレットの内容を検討中であり、その案は資料6のとおり。
  - 令和5年から18歳、19歳の裁判員をお迎えすることになるので、裁判官が出前講義に赴く際には、こちらから一方的に講義等をするだけではなく、その際に裁判官自身が、学生等がこの制度についてどのように学び、どのように受け止めているかということについて、裁判官の側の理解を深めることが必要と考えている。
  - 昨今、学校教育の内容も変わってきており、社会科の教科書の中にも裁判員制度に関する項目が設けられて、大きく取り上げられている。さらに、先般、高等学校における学習指導要領が改訂され、令和4年度以降、公民科における必修科目として、公共が新設されて、その中で裁判員制度が取り上げられることになったと聞いている。今後は、そのような教育現場の実情を裁判官が念頭に置いた上で、学生等と対話をしていくこともまた肝要であると考えている。
  - もっとも、現在のコロナ禍の状況では、なかなか対面での広報活動ができない。ただ、各地でリモート活用したオンラインでの出前講義や裁判所見学を行うなどの取組も見られるところ。先ほどの意識調査のとおり、若年層については、ネット環境を通じて制度について知る割合が高いこともうかがわれるため、オンラインでの広報活動も一定の効果があると思われる。若年層に対してそういったネット環境を利用した広報活動も検討している。子供向けの裁判員制度ウェブサイトの改定も含め、オンラインでの広報活動を推進していきたいと考えている。
- (イ) 島田オブザーバーから、東京地方裁判所における若年層の参加に向けた取組について、次のとおりの説明があった。
- 1点目として、裁判官による出前講義がある。

裁判官が学校を訪問して、裁判員制度の意義や内容について、わかりやすく説明している。令和元年の例では、大学、高校、小学校から依頼を受けて訪問している。そのうち高校と小学校では、比較的短い時間の模擬裁判ビデオを見てもらい、生徒に有罪か無罪かについて議論をしてもらった。

新型コロナの関係で出前講義は中断していたが、最近、ある小学校においてオンラインで実施したところ、とても評判が良く、その近くの小学校からも依頼があり、今週実施する予定である。

- 2点目として、中学生以上を対象にして、刑事裁判の団体傍聴を実施している。  
この団体傍聴は、中学校や高校の社会科見学や修学旅行の見学先として利用していただいている。また、中学校や高校の社会科の先生による勉強会で、団体傍聴していただいたことある。団体傍聴では、実際の事件の審理を傍聴した後、担当した裁判官が裁判の手續について説明をしたり、別の若い裁判官が裁判員制度の解説をしたりしている。  
これまでの実施状況については、平成27年10月から、令和2年3月に新型コロナの影響で中断するまでの間、約5年余りの間だが、70以上の団体、合計2600名以上の方が、東京地裁刑事部の団体傍聴に参加してくださった。  
現在まだ中断しているが、新型コロナウイルスの感染状況を見て、早く募集を再開したいと考えている。
- 3点目として、毎年夏に、高校生の模擬裁判選手権が行われ、東京地裁の裁判官も審判役として参加して、アドバイスや評価をする形で協力している。非常にレベルの高い模擬裁判であり、また、参加する学校が毎年増えている、本年は全国で60校以上が参加したと聞いている。
- 4点目として、今年8月に、最高裁、法務省、日弁連の共催で「法曹という仕事」と題する講座を実施し、200名の高校生にオンラインで参加していただいた。この講座では、NHKのEテレで放映された昔話法廷を題材にして、法曹三者が解説したほか、それぞれの仕事の内容や、やりがいについて説明した。東京地裁からも裁判官2名が参加して協力した。

(今田委員)

いろいろな活動をしていることはわかったが、実際にこういった活動が、どの程度の若者に浸透しているのか。多くの方が参加しているのか、それとも参加しているのはごく一部の方で、その経験を他の人に伝播させていくような状況があるのか。そのような実態や比率について把握している限り教えてほしい。

(吉崎刑事局長)

数字としては把握していないが、先ほど、私自身の体験としてお伝えしたとおり、いろいろな形で裁判所、特に裁判員裁判に触れている若者が意外と多いという実感はある。学校の社会科の先生も非常に高い関心を持っておられて、教科書の記載も厚くなっていることを踏まえると、広報活動だけではないが、社会への広がりや、益々今後期待できると思われる。最高裁としても、今後、検察庁や弁護士会とも協力しながら、若年層への浸透を深めていきたいと考えている。

(今田委員)

裁判官も仕事があるため、直接的な活動には限りがある。特に、若者はネット等でいろいろなツールを持っているのだから、出前講義等の活動をコアにしなが

ら、広げていく方法を工夫することが重要だと思う。

(神山委員)

パンフレットが作られているが、はっきり言ってパンフレットは古い。これでは今の若者には広がっていかない。SNS等で動画を見たりして情報収集するのが今の若い人たちだとすれば、ぜひSNSで再生できるような動画を作っていたきたい。しかも、今の若い人は10秒、20秒しか見ないようなので、そういう短いものにするなど今の若い人たちのニーズに沿ったツールを考えていかないといけない。出前講義でせっかく学校に行くのであれば、若い人たちが、どういったものだったら見るか、どういったものだったら興味を引くかというようなことも市場調査してきて、それに沿ったものを作っていくというようなことが大事だと思う。

(吉田委員)

ある政府機関で動画を作ることになったところ、制作会社もかなり心得ており、本当に短いものと、長いものを作り、短い方から長い方へ飛べるようにしておくと、興味のある人は長いものもしっかり見てくれるので、そのような二段階がよいとの提案を受け、成功したという話を聞いた。しかも、動画であれば、再生数で効果もわかる。パンフレットも必要だと思うが、そういった現代のツールに沿ったいろいろな工夫が行われるとよい。

(酒巻委員)

統計にも表れていたが、20代近くの若い人に裁判員裁判の知識がある原因としては、おそらく社会科の教科書の影響がかなり大きいと推測している。

教えている学生に聞くと、大学入試の共通テストには、選択科目に政治経済があつて、それを選ぶ場合には教科書を必死で読む。さらに前に戻ると、高校受験でも必ず社会科があり、中学の教科書を読む。要するに、試験があるとやむなく教科書を読む。そして教科書には、それなりのことが正確に書いてある。小学校の教科書にも、日本国憲法の3原則と同じぐらいのレベルで、裁判員制度について書いてある。中学校ではもう少し詳しくなる。全ての基本は、やはり義務教育。教科書に書いてあることはテストに出る。テストに出るとなると、みんな勉強するので、自然と身に付く。そして、多分それが、普通の中学生、高校生あるいは大学生にとって、一番基本的な核の知識になっているのではないかと思う。

先ほど皆さんが言ったいろいろな新しい方法もよいが、この教科書がどうなっているかということ、最高裁としても定期的に確実に把握した上で、その上で出前講義等を考えるとといった地道な取組が重要である。

(永井委員)

今後、18歳、19歳の方々を裁判員として迎えることは、制度としては、一

つの新たな節目になると感じる。こういう方々に積極的に参加していただくために、いろいろ工夫しており、東京地裁も含めて、全国的に出前講義に前から力を入れているという話があった。吉崎刑事局長の話にもあったように、従来は、こちらから情報を提供してあげるというスタンスだったと思う。ただ、今は教科書も充実しているようで、若い方々がどういう実情にあるかというのを、出前講義の際に十分把握して、各裁判官が持ち帰って、それを裁判所の中で共有していただくと。そういう双方向の情報のやりとりが重要になっていくのだろうと感じた。そういう方針だと伺ったので、その方向でぜひ進めていただきたい。

(今田委員)

18歳、19歳の若年者が新たに参加することは、裁判所としても新しい体験になる。成人が参加する際に懸念されたこと以上に、大きな懸念材料があるだろう。若い方は裁判について勉強はしているかもしれないが、殺人等、彼らの実体験や想像を超えるような現実に直面して本当に大丈夫なのかと心配している。

そこで、まずは実態を知りたい。今、20歳、21歳ぐらいの若者も現実に参加しているわけで、18歳、19歳の若者と違うかもしれないが、ニアリーイコールかもしれない。そのような若年層の参加の状況、実態について、参加率が低いとか、辞退率が高いとか、あるいは評議のときにうまく適応できないといったことがないか。また、既に若い方が参加されている諸外国で、そうした若年層の実態はどのようなか。制度が始まる前に、そうした情報収集をしていただいたらよいと思う。

(吉崎刑事局長)

まず、諸外国での若年層の参加の実態把握という視点をご示唆いただいたので、その点は今後検討していきたい。また、現在は20歳以上の方しか参加していない下で、その中の若い方々の動向等についても今後データを見て検討していきたいが、差し当たり、今手元にある20代の方の参加状況のデータについて、簡単に御説明したい。

まず、裁判員の構成については、平成27年の国勢調査での全国分布は、20代が14.9%であるのに対し、令和2年の裁判員の構成は、20代が14.0%という比較的近い値が示されている。

裁判員等経験者アンケートによれば、例えば、審理内容のわかりやすさについては、「わかりやすかった」と回答した割合は、全年代は70.7%であるところ、うち20代は69.5%である。さらに20代のうち学生は、大きく増加して80.7%である。なお、「学生」に限定してデータを見てみたのは、20代でも学生という身分にある層は中でも比較的若いのではないかという仮説に基づくものである。

次に、評議における話しやすさについては、「話しやすい」と回答した割合が、

全年代は73.7%のところ、うち20代が68.1%、うち学生が64.9%と、徐々に下がっていく。

一方、評議における議論の充実度については、これとは逆の結果となり、「十分に議論できた」と回答した割合は、全年代が76.0%、うち20代が80.5%、うち学生が86.0%というように上がっている。話しやすさは下がるが、充実度は上がるというもので、これらの関係について仮説は立てにくいですが、いずれにしても極端に悪い、低評価ということはないというのが、アンケート結果から見て取れる状況である。

加えて、この機会に付言すると、出前講義に関しては地道な取組として評価いただいたが、それだけではなく、他の方法も考えるべきだというご意見もいただき、今後検討してまいりたいが、一方で出前講義には双方向性があり、裁判所側も勉強できるという点で有効であると考えている。

その出前講義については、この度、ある庁で出前講義が企画され、それを政府広報のテレビに取材してもらうことになっている。出前講義の様子であるとか、裁判員制度に対するお子さん方の受け止めや反応も映像上見て取れるかもしれない。年明け1月に放映されるようだが、委員の方々には、放映日が決まったら、ご連絡差し上げたい。

(椎橋座長)

この点について、梶井委員から、御意見が届いているということなので、紹介いただきたい。

(吉崎刑事局長)

梶井委員の御意見は次のとおり。

「先ほど指摘したような裁判員裁判の実情の周知状況についての現状の打開にもなると考えるのが、これから18歳、19歳の方が参加してくることである。この新鮮な白紙の青年たちに裁判員裁判の意義を理解してもらい、かつ、先ほど述べたような「感想を伝達」を積極的に勧めることで、裁判員裁判の実情を周知するチャンスと捉えるべきである。」

(内田委員)

ただいまの若者の実態についての把握は非常によくわかり、丁寧に分析していると思った。

出前講義のテレビ放映については、YouTubeに投稿して繰り返し視聴ができるようにし、SNSでその予告を出して、「裁判員制度って知ってる?」「出前講義で解説があるよ」というような感じで、YouTubeに飛んで行けるようにすると、若者たちは、興味があれば見るのではないかと。1回だけの放映ではもったいないと思うが、どうか。

(吉崎刑事局長)

今ご紹介したものは、オンタイムではBSチャンネルで流れるが、政府広報番組なので、向こう1年間は政府広報オンラインで、常時見られる状態になると聞いている。たしかにYouTubeの方がより興味を引きそうな感じはするが、政府広報の著作権の問題もあるかもしれない。動画に飛んでいけるようにするという点は、政府広報の別のメニューでバナー広告もあるので、そういうものとリンクさせるということも可能かもしれない。併せて検討させていただく。

(椎橋座長)

若年層の参加に向けた対応について、いろいろ御意見をいただいた。学校教育については正規の方法で、時間的にも若い人たちが一番教育を受ける時間が多いだろうから、成果も期待でき、それを重視するのは当然だと思う。裁判所も、出前講義では、対話を重視して内容を充実させ、さらにリモートでも行っていくということだった。他方で、SNSは、若者が知識を得る上で非常に大きなツールになっているから、これを活用しない手はないので、これをどうやってうまく活用していくのかという意見もあった。いろいろなものの組み合わせだと思うが、学校教育、SNSというのが、その中でも2つの大きなツールだと思うので、両方含めて、いかに若者に裁判員制度を理解していただくかということ、さらに事務局においては検討していただきたいと思う。

(3) 次回以降の予定等について

次回の懇談会の日程については追って調整することとされた。

(4) 閉会のあいさつ

閉会に当たり、中村事務総長から、次のとおりのあいさつがあった。

- 本日も皆様から大変貴重な御意見を頂戴し、感謝申し上げます。裁判員制度の運用をつかさどる裁判所としては、裁判員制度の実情をきちんと把握した上で、その運用改善の取組を継続していくことが必要であると考えている。この懇談会で毎回貴重な意見をいただいているので、それを踏まえて引き続き運用改善の取組を継続していきたい。

以 上